

年金シニアプラン総合研究機構個人情報保護管理規程

(目的)

第1条 この規程は、年金シニアプラン総合研究機構（以下「機構」という。）で保有する個人情報を適正に取り扱うための規程を整備することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、機構に関係する個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することによって特定の個人が識別できるものを含む。）をいう。

(利用の目的)

第3条 機構は、公表した利用目的の範囲内で、個人情報を取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。

3 前2項の規定にかかわらず、機構は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第16条第3項各号に掲げる場合に限り、本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

(第三者提供)

第4条 機構は、次条に規定する場合を除き、個人情報の第三者提供を行わない。ただし、第三者が次の各号に掲げる事項を遵守することを了承した場合には、個人情報を当該第三者に提供することができる。

- 一 当該個人情報の改ざんをしないこと。
 - 二 利用目的達成後の当該個人情報は、機構に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去をすること。
 - 三 当該個人情報の漏えい、又は盗用をしないこと。
- 2 前項ただし書の第三者提供を行う場合は、機構は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、機構は、法第23条第1項各号に掲げる場合には、本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供することができる。
- 4 機構は、個人情報取扱事業者又は行政機関が保有する個人情報の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。

(本人通知等による第三者提供)

第5条 機構は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を本人に通知又は公表した場合は、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供する個人情報の項目。
- 三 第三者への提供の手段又は方法。
- 四 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。

(情報の開示又は訂正)

第6条 機構は、本人から、当該本人を識別できる個人情報若しくは、その利用目的の開示又は当該個人情報の訂正を求められたときは、機構が定める手続によりそれを行う。

(個人情報の廃棄)

第7条 個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

- 2 コンピュータ及び磁気媒体等の廃棄又は転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、コンピュータ及び磁気媒体等の中の個人情報を復元不可能な状態にしなければならない。

（管理組織等）

第8条 機構に個人情報管理責任者を置き、専務理事をもつてこれに充てる。

- 2 機構は外部からの個人情報の取り扱いに関する苦情又は相談の窓口を総務企画部に設置する。
- 3 前2項に定めるものの他、機構の個人情報保護管理に必要な体制に関する事項は、理事長が別に定める。

（役職員の義務）

第9条 機構の役職員は、職務上取り扱う個人情報を、法その他の法令及び本規程に反して漏えいし、滅失し、又は、き損してはならない。退職後も同様とする。

（ホームページによる公表）

第10条 機構は、第3条第1項の利用目的、第6条の手続き、第8条第2項の苦情又は相談の窓口その他機構の個人情報保護管理に関し公表すべき事項については、これを機構のホームページに掲載する。

（手数料の徴収）

第11条 機構は、第6条の規定による個人情報の開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 前項の手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、理事長が別に定めるものとする。

（個人情報取扱事業者への準拠）

第12条 この規程に定めるもののほか、機構の個人情報保護管理については、法に規定する個人情報取扱事業者の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。